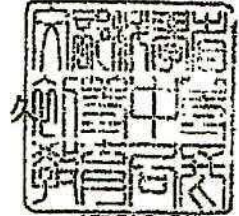




30文科初第1854号  
平成31年3月29日

各教科書発行者 殿

文部科学省初等中等教育局長  
永山 賀



(印影印刷)

教科書採択の公正確保について（通知）

我が国においては、民間主体である教科書発行者が教科書の制作に主たる役割を担っており、宣伝活動についても一義的にはその判断と責任に委ねられていますが、教科書が、全ての児童生徒が必ず使用するものであることに鑑みれば、その採択に高い公正性と透明性が求められることは言うまでもなく、教科書発行者においても、その意味を十分に認識し、教科書の制作に携わる者としての自覚と責任を持って自らの活動を律することが必要となります。

教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせる事態が二度と生じることのないよう、一般社団法人教科書協会において、新たな自主ルールとして「教科書発行者行動規範」が制定されましたが、如何なるルールも遵守されなければ何の意味もなさないことから、その責務を負う教科書発行者における徹底した取組を続けていくことが不可欠となります。

このため、各教科書発行者において、同行動規範及びそれを具体化するための社内ルール（教科書協会に非加盟の教科書発行者においては同行動規範に準じて策定した社内ルール）に基づき、自らの活動に如何なる疑惑の目も向けられることのないよう、教科書の著作・編集から検定、採択、供給に至るあらゆる段階における教科書採択の公正確保に努めていただくことが求められます。

ついては、宣伝活動等に関し、特に留意すべき事項について通知しますので、教科書の編著者及び編集協力者並びに関連する教材の執筆者を含む全ての関係者への周知と併せて、これらに違反ないしは逸脱する行為を社内全体として防止するための措置、取組に万全を期していただくようお願いいたします。





## 記

(採択期間における教科書見本の取扱いについて)

- 近年、多くの教科書発行者が、教科書見本の不適切な取扱いを行っていたことが明らかとなり、該当の教科書発行者に対して改善を求めたところであるが、該当の教科書発行者においては、引き続き、再発防止のための具体の措置を確実に講ずること。
- 平成 31 (2019) 年度においては、採択権者（公立学校（公立大学法人が設置する学校を除く。以下同じ。）において使用する教科書については当該学校を所管する教育委員会、国立学校、公立大学法人が設置する学校及び私立学校において使用する教科書については当該学校長）による調査研究に支障が生じないように、教科書見本の送付先及び送付部数の上限について下記のとおりとする。

### [小学校用教科書]

・都道府県教育委員会	:	15 部
・政令指定都市教育委員会	:	17 部
・中核市、特例市、特別区教育委員会	:	8 部
・その他の市町村教育委員会	:	5 部
・採択地区（単独採択地区を含む。）	:	（構成市町村数+3）部
・国立学校、公立大学法人が設置する学校及び私立学校	:	1 部
・教科書センター	:	2 部

(※) 指定都市の区域内に設定された採択地区については、4 部を上限とする。

(※) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 3 条の規定により、教育長及び委員の数が 5 人を超える場合には、その超える数 1 人につき 1 部を上限として追加で送付することができる。

### [中学校用教科書]

#### ◇ 「特別の教科 道徳」

- ・ 平成 31 (2019) 年度は、法令に基づいて、前年度と同一の教科書が採択されることとなることから、原則として教科書見本は送付できない。
- ・ ただし、義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律施行規則(昭和 39 年文部省令第 2 号)第 6 条各号に掲げる場合には、採択権者からの個別の求めに応じ、上記「小学校用教科書」の取扱いに準じて教科書見本を送付することができる。

#### ◇ 「特別の教科 道徳」以外

- ・ 平成 30 年度検定において新たに合格した図書がなかったため、基本的には教科書見本の送付を行うことはできず、採択権者が保管している見本本あるいは現行本によって対応されることとなる。
- ・ ただし、紛失・棄損等の理由により各採択権者から希望があった場





合には、上記「小学校用教科書」の取扱いに準じて、その希望部数を送付することができる。

[高等学校用教科書]

◇ 平成 29 年度以前に検定を経た教科書の見本

- ・平成 30 年度以前に教科書見本を送付していない場合には、下記のとおり送付することができる。
- ・平成 30 年度以前に教科書見本を送付した場合にも、採択権者からの個別の求めに応じて、下記の送付先に 1 部を上限として送付することは差し支えない。

・都道府県教育委員会	:	6 部
・高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）を所管する市町村教育委員会	:	原則 1 部
・高等学校に置かれる課程（全日制・定時制・通信制）	:	原則 1 部
・教科書センター	:	1 部

(※) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 3 条の規定により、教育長及び委員の数が 5 人を超える場合には、その超える数 1 人につき 1 部を上限として追加で送付することができる。

(※) このほか、採択権者から個別に求めがあった場合に、当該採択権者が教科書採択の権限を有する中等教育学校の前期課程及び併設型中学校の数を上限として、当該採択権者に送付することは差し支えない。

(※) 高等学校を所管する市町村教育委員会から個別に求めがあった場合には、教育長及び委員の数を上限として追加で送付することができる。

(※) 採択権者から個別に求めがあった場合に、当該採択権者が教科書採択の権限を有する高等学校の分校又は各学科（普通科・専門学科・総合学科）に 1 部を上限として送付することは差し支えない。ただし、専門学科については、高等学校設置基準（平成 16 年文部科学省令第 20 号）第 6 条第 2 項各号に規定する学科ごとに 1 部を上限とする。

【その他留意すべき事項】

- ・上記部数は、送付することができる教科書見本の上限であるが、採択事務に支障が生じないように、特に都道府県教育委員会及び実際に教科書の採択を行う採択権者に対しては、可能な限り漏れなく送付するよう配慮すること（ただし、職業に関する教科については、各 1 部を送付することとして差し支えない。）。

また、上述のように、公立学校において使用する教科書を採択する権限は、当該学校を所管する教育委員会が有しており、教科書採択に当たっての調査研究についてもその判断と責任において実施するものであることから、高等学校にのみ教科書見本を送付し、当該高等学校を所管する教育委員会に送付しないといった取扱いは厳に慎むこと。



- ・ 上記を除き、採択関係者（教育委員会関係者又は校長若しくは教師を含む全ての学校関係者その他教科書採択に関与し得る全ての者をいう。）への教科書見本の献本又は貸与は、名目の如何を問わず認められていないこと（採択関係者からの求めに応じた献本又は貸与も同様である。）。
- ・ 特に、平成 29 年度以前に検定を経た教科書の見本については、既に有償で販売されていることから、採択関係者への不当な利益供与との疑念を生じさせることのないよう、その取扱いにはくれぐれも注意すること。
- ・ 各学校への教科書見本の送付は、原則として、郵送等によるものとし、教科書発行者が持参する場合には、当該学校の了解を得た上で行うこと。
- ・ また、例年、教科書見本の管理が煩雑になるとの指摘もあることから、採択権者等への送付に当たっては、複数の種目の教科書見本をまとめて送付する、送付目録を添付する等の工夫を講ずるよう努めること。
- ・ （教科書見本については、制作し次第、速やかに送付し、4 月末日（教科書センターには 5 月末日）までに送付が完了するよう努めること。
- ・ 教科書見本の送付先及び送付部数の管理を厳格に行い、文部科学省あるいは採択権者からの問合せに適切に対応できるようにすること。
- ・ また、教科書協会に加盟の教科書発行者にあっては、採択期間終了後に採択権者等に送付した教科書見本の総部数を教科書協会に報告すること。
- ・ 教科書の発行に関する臨時措置法施行規則（昭和 23 年文部省令第 15 号）第 8 条第 2 項の規定により、都道府県教育委員会（又は教科書センター）において保存されている教科書見本を教科書展示会に出品しようとするときは、同条第 3 項の規定により、その旨を文部科学省及び都道府県教育委員会に対して、5 月末日までに通知すること。
- ・ 教科書見本と併せて、内容解説資料その他広く無償で配布する資料を採択権者等に送付することは差し支えないが、その場合には、教科書見本と紛れのないよう、外観により容易に見分けがつく装丁、梱包とすること。
- ・ 教科書見本の送付先や送付部数等に疑義がある場合には、必要に応じて教育委員会等に確認した上で送付すること。特に、採択権者からの個別の求めに応じて、高等学校の分校若しくは学科に教科書見本を送付する場合又は平成 29 年度以前に検定を経た教科書の見本を送付する場合等の具体の手續については、各教育委員会等が定めることとなるため注意すること。

（教科書の編著作者及び編集協力者並びに関連する教材の執筆者に関する情報の取扱いについて）

- 平成 30 年度に検定を経た教科書等の編著作者及び編集協力者に関しては、その氏名及び所属並びに教科書発行者が支払う対価の額等に関する情報を取りまとめた上で、文部科学省から各都道府県教育委員会に対して、教科書見本の送付時期である 4 月末日までに送付することとしているため、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者に関する情報についても、当該者の同意を得た上で、教科書協会に加盟の教科書発行者にあっては教科書協会を通じて、非加盟の教科書発行者にあっては直接、同時期までに各都道府県教育委員会に送付すること。
- そのほか、交通費・宿泊費、飲食費その他名目を問わず、採択関係者に



係る何らかの費用を負担した場合には、その状況についても、採択権者からの問い合わせに対応することができるよう適切な情報管理を行うこと。

(検定申請本の取扱いについて)

平成31(2019)年度においては、中学校用教科書及び高等学校用教科書について検定申請の受付が行われることとなるが、当該検定に係る検定申請本の取扱いについては、教科用図書検定規則実施細則(平成元年文部大臣裁定)の規定のほか、下記事項を遵守すること。

- ・ 検定申請本及びその内容を、教科書採択を勧誘するための宣伝活動(実質的にこれと同視され得るものを含む。)には一切用いないこと。
- ・ 検定申請本及びその内容については、教科書の編著者及び編集協力者のほか、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者に、その執筆に当たって必要な部分を提供する場合を除いては、採択関係者その他の第三者に対して提供又は開示を行わないこと。
- ・ 教科書の編著者及び編集協力者並びに教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者に検定申請本の内容の一部を提供するに当たっては、情報の取扱いに関する誓約書を取り交わすとともに、翌年度以降の教科書採択に当たって、当該者の氏名及び所属、提供した検定申請本の内容並びに支払いを行う対価の額等に関する情報を都道府県教育委員会等に提供することができるよう適切な情報管理を行うこと。

(過大な宣伝活動等について)

採択権者による教科書採択の判断に不当な影響を及ぼすことのないよう、下記事項を遵守するなど、過大な宣伝活動等は厳に慎むこと。特に、採択期間における教科書発行者の活動は、その意図に関係なく、教科書採択の勧誘を目的としていると受け止められかねないことから、採択関係者に対する不公正な行為との疑念を生じさせることのないようくれぐれも注意すること。

- ・ 採択関係者若しくは公職関係者又はこれらの職にあった者など採択関係者に影響力を及ぼし得る者(教科書発行者の社員である者を除く。)を教科書採択の勧誘を目的とした宣伝活動等に従事させないこと。
- ・ 採択関係者の自宅訪問は一切行わないこと。
- ・ 採択期間においては、新たに採択される教科書に関する説明会、講習会又は研修会等(関連する教材の説明等を目的としたもののほか、教科書発行者若しくは教科書の編著者若しくは編集協力者の宣伝を目的としたもの又はその目的であるとの疑念を生じさせるおそれのあるものを含む。)を主催せず、他の主体が主催するこれらの会議の開催に原則として関与しないこと。また、教科書の編著者及び編集協力者、関連する教材の執筆者並びにその他教科書発行者と実質的な関係にある者に対しても、これらの取扱いについて周知することにより、教科書発行者によるこれらの会議の主催ないしは開催への関与が禁止されていることの趣旨を損なうことのないよう留意すること。
- ・ 採択期間終了後に教科書見本、教師用指導書その他の教材等を献本すること又は教科書等に関する説明会、講習会若しくは研修会等を開催するこ



とを約することを以て、教科書採択の勧誘を行わないこと。

- ・ 教科書や教師用指導書と類似若しくは同視し得る資料を作成し、又は自ら行おうと第三者をしてであるとを問わず配布しないこと。
- ・ 学校又は児童生徒への教科書の供給過程において、教科書以外の資料を挿入・添付し、又は宣伝用の袋を使用するなどして教科書その他の教材等の宣伝活動を行わないこと。

(不当な利益供与の禁止について)

採択関係者に対して、教科書採択の勧誘を目的として又はその目的であるとの疑念を生じさせるおそれがある形での金銭その他の利益の供与又はその申出は、絶対に行わないこと。

この点、教科書発行者行動規範においては、不当な利益供与として禁止される行為の具体例が挙げられているとともに、教科書採択の公正性・透明性の確保の徹底を目的として、教科書、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材に関する意見聴取の対価の支払いが禁止されていることに留意すること。

(その他)

- 如何なる理由があろうとも、自ら行おうと第三者をしてであるとを問わず、他の教科書発行者及びその発行する教科書の内容に関する誹謗中傷は、絶対に行わないこと。
- 本通知若しくは教科書発行者行動規範等に違反し、又は逸脱する行為が教科書発行者により行われていることが確認された場合には、教科書発行者名を含めて公表するとともに、事案の内容に応じて、必要な法令上の措置を講ずることとなることに留意すること。  
なお、検定、採択、発行に関し不公正な行為をした申請者による当該事案に係る種目の申請図書については、直近の年度の検定において内容審査に入ることなく検定審査不合格の決定を行うこととなること。  
万が一、自社においてそのような行為が行われていることを了知した場合には、速やかに当該行為を停止する等の措置を講ずるとともに、文部科学省に対してその旨を申し出ること。

【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係  
電話 03(5253)4111 内線 2576

## 教科用図書展示会について

### ① 年度別展示会場数

平成25年度	川崎区・中原区・高津区・多摩区	計4会場
平成26年度	宮前区・麻生区各1会場を追加	計6会場
平成27年度	川崎区1会場を追加	計7会場
平成28年度	幸区1会場を追加	計8会場
平成29年度	平成28年度と同様	計8会場
平成30年度	〃	計8会場
令和元年度	〃	計8会場
令和2年度	〃	計8会場

### ② 平成28年度～令和2年度の会場と展示日数（令和2年度は予定）

区	会場名	展示日数				
		H28	H29	H30	R1	R2
川崎区	東門前小学校	14日	14日	14日	14日	14日
	教育文化会館	6日	6日	6日	6日	4日
幸区	幸市民館	4日	6日	6日	5日	6日
中原区	教育会館	14日	14日	14日	14日	14日
高津区	総合教育センター	20日	20日	20日	20日	20日
宮前区	宮前市民館	5日	6日	5日	6日	6日
多摩区	多摩市民館	6日	4日	6日	6日	6日
麻生区	麻生市民館	5日	6日	6日	6日	6日
合計		74日	76日	77日	77日	76日

### ③ 令和元年度の展示会場の展示時間（参考）

区	会場名	展示時間	時間数
川崎区	東門前小学校	9:00～17:00	8
	教育文化会館	10:00～18:00	8
幸区	幸市民館	10:00～18:00	8
中原区	教育会館	9:00～17:00	8
高津区	総合教育センター	9:00～18:00	9
宮前区	宮前市民館	10:00～18:00	8
多摩区	多摩市民館	10:00～18:00	8
麻生区	麻生市民館	10:00～18:00	8





## 川崎市市民ギャラリー使用要項

## 1 趣旨

この要項は、川崎市市民ギャラリー（以下「ギャラリー」という。）の使用及び管理運営について必要な事項を定めるものとする。

## 2 名称及び位置

ギャラリーの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
教文市民ギャラリー	川崎市川崎区富士見 2 丁目 1 番 3 号 教育文化会館
幸市民ギャラリー	川崎市幸区戸手本町 1 丁目 1 1 番地 2 幸市民館
中原市民ギャラリー	川崎市中原区新丸子東 3 丁目 1 1 0 0 番地 1 2 中原市民館
高津市民ギャラリー	川崎市高津区溝口 1 丁目 4 番 1 号 高津市民館
宮前市民ギャラリー	川崎市宮前区宮前平 2 丁目 2 0 番地 4 宮前市民館
多摩市民ギャラリー	川崎市多摩区登戸 1 7 7 5 番地 1 多摩市民館
麻生市民ギャラリー	川崎市麻生区万福寺 1 丁目 5 番 2 号 麻生市民館

## 3 目的

ギャラリーは、市民の芸術及び文化活動を奨励し、その普及及び振興を図るための展示場として、市民団体の利用に供するものとする。

その他、教育委員会（以下「委員会」という。）が特に必要と認める場合には展示場として使用できる。

## 4 使用資格

ギャラリーを使用できる者は、市内に在住又は在勤するものの団体とする。

## 5 使用申請

ギャラリーを使用する者は、申請書を提出し、その許可を受けなければならない。

## 6 受付期間等

ギャラリーの使用時期及び当該使用時期に係る受付期間は、次のとおりとする。

使用時期	受 付 期 間
1 0 月、1 1 月、1 2 月	4 月の第 2 木曜日から使用開始予定日の 2 週間前まで
1 月、2 月、3 月	7 月の第 2 木曜日から使用開始予定日の 2 週間前まで
4 月、5 月、6 月	1 0 月の第 2 木曜日から使用開始予定日の 2 週間前まで
7 月、8 月、9 月	1 月の第 2 木曜日から使用開始予定日の 2 週間前まで

## 7 使用日等の決定

（1）前項に規定する受付開始日（当該日が祝日に当たるときは、翌日）にあつては、当該日の午前 1 0 時に各受付場所に来館している者について、その場でギャラリーの使用日等を決定するものとする。使用希望者が多数の場合は抽選により決定する。

（2）第 3 項の委員会が特に必要と認める場合の使用にあつては、前号の規定に関わらず使用日等を事前に決定できるものとする。

## 8 受付場所

ギャラリーの使用に係る受付場所は、次のとおりとする。

名 称	受 付 場 所
教文市民ギャラリー	教育文化会館の指定場所
幸市民ギャラリー	幸市民館の指定場所
中原市民ギャラリー	中原市民館の指定場所
高津市民ギャラリー	高津市民館の指定場所
宮前市民ギャラリー	宮前市民館の指定場所
多摩市民ギャラリー	多摩市民館の指定場所
麻生市民ギャラリー	麻生市民館の指定場所

## 9 使用期間等

ギャラリーの使用期間等は、次のとおりとする。

- (1) 1回の使用期間は、木曜日の午後1時から翌週の木曜日の正午までとする。ただし、休館日等を除く。
- (2) 使用時間は、午前9時から午後9時までとする。
- (3) 第3項の委員会が特に必要と認める場合の使用にあたっては、使用できる期間は概ね月の二分の一以内とする。

### 10 搬入及び搬出

前項の使用期間には、展示物の搬入及び搬出に要する時間を含むものとする。

### 11 使用回数の制限

同一使用者による年間使用回数は、使用の機会均等を図る目的において制限できるものとする。

### 12 使用の取消し等

委員会は、使用者が次の各号の一に該当する場合はその許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) ギャラリーの使用目的に反するとき。
- (2) 入場料を徴収し、又はギャラリー内で販売行為を行ったとき。
- (3) 使用申請の内容を無断で変更したとき。
- (4) 不正行為によって使用許可を受けたとき。
- (5) その他管理運営上支障のあるとき。

### 13 使用料

ギャラリーの使用料は、無料とする。

### 14 会場責任者

ギャラリーの使用期間中は、会場責任者を常駐させなければならない。

### 15 特別の設備等

使用者が特別の設備を使用し、又は模様替えを行うときは、事前に委員会の了解を得なければならない。



1 6 特別の設備等の費用

前項に規定する特別の設備及び装飾に要する費用は、使用者の負担とする。

1 7 原状復帰

使用者が設備及び備品の使用を終了したとき、又は使用を中止若しくは停止されたときは、直ちにその設備及び備品を原状に回復し又は返還しなければならない。

1 8 使用中止の届出

使用を中止する場合は、使用中止届けを提出しなければならない。

1 9 損害の報告等

使用者は、ギャラリーの施設、設備、備品等に損害を生じさせたときは、直ちに委員会に報告し、その指示に従わなければならない。

2 0 損害の責任

使用期間中の管理は使用者の責任とし、いかなる事故が生じても川崎市はその責めを負わない。

2 1 その他

使用者は、これに定めるもののほか、ギャラリー使用者の手引きを遵守しなければならない。

附則

この要項は、平成元年10月1日から施行する。

附則

この要項は、平成2年7月1日から施行する。

附則

この要項は、平成7年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成8年10月1日から施行する。

附則

この要項は、平成9年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成9年9月17日から施行する。

附則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成23年1月1日から施行する。





## 令和元年度 各教科書展示会場別来場人数及び割合

## ①令和元年度 各教科書展示会場別来場人数(人)

	9～11h	11～16h	16～18h	合計
東門前小学校	12	24	4	40
教育文化会館	10	29	3	42
幸市民館	17	81	16	114
教育会館	24	34	16	74
総合教育センター	3	15	4	22
宮前市民館	24	121	36	181
多摩市民館	23	108	32	163
麻生市民館	52	175	62	289
合計	165	587	173	925

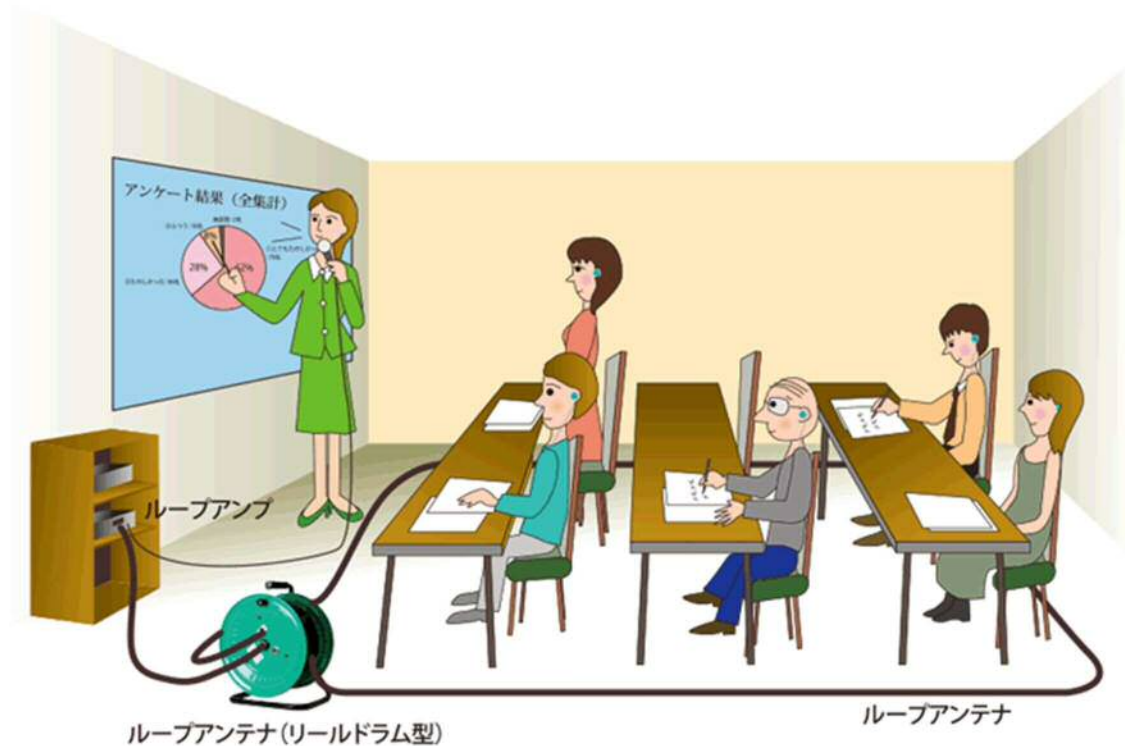
## ②令和元年度 各教科書展示会場別来場人数割合

	9～11h	11～16h	16～18h
東門前小学校	30%	60%	10%
教育文化会館	24%	69%	7%
幸市民館	15%	71%	14%
教育会館	32%	46%	22%
総合教育センター	14%	68%	18%
宮前市民館	13%	67%	20%
多摩市民館	14%	66%	20%
麻生市民館	18%	61%	21%
平均	18%	63%	19%





請願項目⑩「採択会議時に、聴覚障害者のために、磁気ループを用意すること」



【(株) シグマ映像ホームページから引用】

ヒアリングループ（磁気ループ）とは

難聴者の聞こえを支援する設備で、マイクからの音声を磁気に変え、ループアンテナ内で誘導磁界を発生させ、音声磁場を作ることにより、周りの騒音や雑音に邪魔されずに、補聴器や人工内耳で目的の音・声だけを鮮明に聞き取ることができるものです。



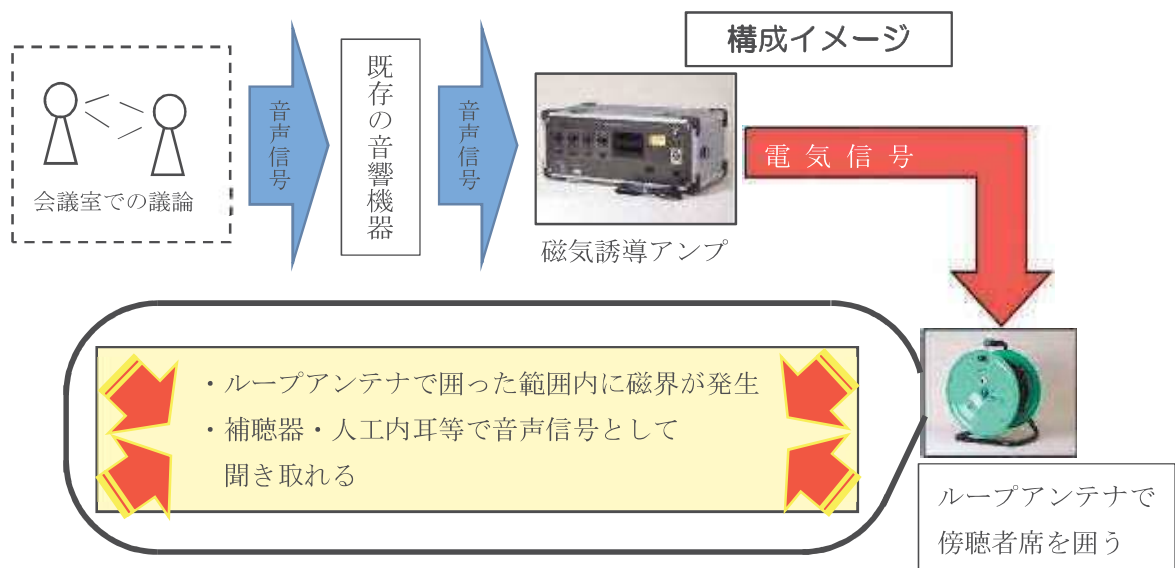
## ヒアリンググループを導入します！！

「かわさきパラムーブメント」の取組が進められる中、本市議会においても、障害者や高齢者等、聞き取りが困難な方でも傍聴しやすい環境の整備を推進しており、本年第1回定例会から導入した本会議場における音声認識システムの取り組みに続き、**605会議室（委員会会議室）にヒアリンググループを導入いたします。**

ヒアリンググループの導入により、補聴器を使用されている方が、音声を鮮明に聞き取れるようになり、傍聴環境が向上します。

### 1 ヒアリンググループとは

ヒアリンググループとは、難聴者の聞こえを支援する設備で、音声信号を電気信号に変え、ループアンテナ内で誘導磁界を発生させ、音声磁場を作ることにより、周りの騒音や雑音に邪魔されずに、補聴器や人工内耳で目的の音・声だけを鮮明に聴き取ることができるようになります。



### 2 導入予定機器について

#### (1) 名称

「携帯型ヒアリンググループシステム」

※2014年度かわさき基準（K I S）認証福祉製品

#### (2) 価格

2セット・約43万円

### 3 運用開始時期（予定）

令和元年今定例会中に行われる委員会から運用開始予定

現在位置：[トップページ](#) > [くらし・手続き](#) > [福祉・介護](#) > [障害保健福祉](#) > [障害保健福祉に関する各種サービス](#) > [情報提供支援](#) >  
 聴覚障害者向け情報機器貸出事業

## 聴覚障害者向け情報機器貸出事業

ツイッターへのリンクは別ウィンドウで開きます



2012年5月17日

コンテンツ番号25592

### ■ 制度種別

障害者 - 情報提供支援

### ■ 対象者

聴覚障害者等及びその関係者  
 聴覚障害者が出席する会議、大会等の主催者

### ■ 制度内容

OHP（オーバー・ヘッド・プロジェクター）、OHC（オーバーヘッドカメラ）、スクリーン、**磁気ループ等の貸出を行います。**

### ▶ 手続方法

早目に来所又はファクスで申請してください。なお、貸出中でご希望に沿えない場合もあります。

### ■ お問い合わせ

聴覚障害者情報文化センター			
住所	電話	ファクス	最寄り駅
〒211-0037 中原区井田三舞町	044-798-8801	044-798-8803	東急・東横線元住吉駅

#### ▶ このページに対してご意見をお聞かせください

このページは役に立ちましたか？

役に立った  どちらともいえない  役に立たなかった

このページは見つけやすかったですか？

見つけやすかった  どちらともいえない  見つけにくかった

いただいたご意見は、今後の当ホームページ運営の参考といたします。

確認する

#### ▶ お問い合わせ先

川崎市 健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課

〒212-0013 川崎市幸区堀川町580番地 ソリッドスクエア西館10階 なお、郵便物の宛先は「〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地」としてください。

電話：044-200-2653

ファクス：044-200-3932

メールアドレス：[40syogai@city.kawasaki.jp](mailto:40syogai@city.kawasaki.jp)



現在位置：[トップページ](#) > [事業者・就労支援情報](#) > [産業振興・企業誘致](#) > [ウェルフェアイノベーション](#) >  
[かわさき基準（KIS）認証制度](#) > [かわさき基準（KIS）認証福祉製品](#) >  
[かわさき基準（KIS）認証福祉製品一覧（コミュニケーション）](#) > [難聴者用磁気ループ（ヒアリングループ）](#)

## 難聴者用磁気ループ（ヒアリングループ）

ツイッターへのリンクは別ウィンドウで開きます



2019年2月14日

コンテンツ番号83787



### 認証年度

2014年度

### 対象者

中途失聴者、難聴者、高齢者

### 機能特徴

本機は音声信号を磁気ループアンプを通し、床に這わせたループアンテナに電気信号として送ります。ループアンテナ内で誘導磁界が発生し、音声磁場ができることにより磁気コイル（Tモード）付補聴器、人工内耳（Tマーク）、専用受信機で音声信号として聴くことが出来ます。

会議室、ホール、教室などでスピーカーから発せられる音は、壁、床、天井などを反射して難聴者には聞き取りづらい音になっていますが、磁気ループを使用することにより、難聴者が目的の音（演者の声、音楽など）を鮮明に聞くことが可能になります。

### 総合評価結果

本製品は、ループアンテナ内で誘導磁界を発生させ、磁気コイル（Tモード）付補聴器、人工内耳（Tマーク）、専用受信機で音声信号として聴くことができ、モニター評価でも音声拡張効果を確認することができました。難聴者が一般の方と同じ情報を耳から得ることができる製品であることが高く評価されます。

よって、かわさき基準の理念である「人格・尊厳の尊重」「安全・安心」「ノーマライゼーション」への適応が高く評価され、認証に値すると考えます。

### 製品スペック

使用電源 AC100V 50/60Hz

定格消費電力 40W (電気用品安全法に基づく)

消費電流 1.7A

出力 定格 60W 最大100W

出力負荷インピーダンス ループ出カインピーダンス

外部出力 約0dBV、10kΩ 不平衡  
ひずみ率 1%(1kHz定格出力時)  
周波数特性 80Hz～10kHz 偏差3dB (定格出力 -10dB時)  
音量調整 100Hzに於いて-10dB(スピーチ時 1kHz基準)  
10Hzに於いて-10dB(1kHz基準) 調節器付  
入力感度及びインピーダンス  
マイク1 約-72dBV 600Ω 不平衡 音量調節器付  
マイク2 約-72dBV 600Ω 不平衡 音量調節器付  
ライン 約-22dBV、100kΩ不平衡 音量調節器付  
信号対雑音比 55dB  
動作表示 電源表示灯：緑 出力：VUメータによる  
使用温度範囲 -10℃～+50℃  
外装 パネル(鋼板) メタリックシルバーグレー塗装)  
ケース(アルミニウム製) アルマイト仕上シルバー  
寸法 幅440mm x 高191mm x 奥行340mm  
重量 約7kg  
付属品 2極大型単頭プラグ1、キャノンプラグ4P 1  
適合有線マイク 600Ωマイクロホン全種  
適合品 ループアンテナ  
300MHz帯ワイヤレスチューナユニット (2台まで組込可能)  
300MHz帯ワイヤレスマイク(チューナ組込時)

#### 価格 (税抜)

170,000円

#### 販売サイト

#### 問い合わせ先

株式会社シグマ映像

福祉機器営業グループ

TEL : 045-750-1251

FAX : 045-750-1255

#### お問い合わせ先

川崎市 経済労働局イノベーション推進室

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11-2 フロンティアビル10階

電話 : 044-200-3226

ファクス : 044-200-3920

メールアドレス : [28innova@city.kawasaki.jp](mailto:28innova@city.kawasaki.jp)

